

中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会設置要領

1 目的

中山間地域等における農業生産条件の不利を補正する目的で平成12年度から実施している中山間地域等への直接支払いについては、平成22年度から第3期対策が講じられているところであるが、今後とも広く国民一般の理解を求めていくことが必要であり、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第8に基づく中立的な第三者機関として「中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会」を設置し、交付金の交付状況の点検、事業効果の評価等について意見の聴取等を行うものとする。

2 会議の招集

会議は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が招集する。

3 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 委員のほか、必要に応じて特別委員及び専門委員を置くことができるものとし、委員、特別委員及び専門委員の任期は平成27年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。また、再任は妨げない。
- (3) 委員長は、構成員のうち委員（特別委員及び専門委員を除く。）の互選により選任する。
- (4) 委員長は、必要に応じ委員長代理を指名することができる。
- (5) 委員（特別委員及び専門委員を含む。）の代理出席は、原則として認めない。ただし、農村振興局長の了解を得た場合は、この限りでない。

4 意見の開陳

- (1) 特別委員は、農村振興局長又は委員長の求めに応じて会議に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。
- (2) 専門委員は、農村振興局長又は委員長の求めに応じて会議に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。
- (3) 農村振興局長又は委員長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

5 議事

(1) 委員会においては、次に掲げる事項を検討することとする。

中山間地域等直接支払制度に係る交付金の交付状況の点検及び事業効果の評価

中山間地域等直接支払制度に係る都道府県の特認基準の調整等

その他中山間地域振興において技術的に検討すべき事項

(2) 議事は、出席委員（特別委員及び専門委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 公開

(1) 委員会は公開とする。ただし、委員会の運営に著しい支障があると認められる場合には、委員会に諮って、非公開とすることができる。

(2) 議事概要等は原則として公開するものとする。

7 庶務

会議に係る庶務は、農村振興局農村政策部中山間地域振興課において処理する。

附 則

この要領は、平成27年3月31日限りその効力を失う。

(別紙)

中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

委員

あさの こうた
浅野 耕太

京都大学大学院人間・環境学研究科教授

いちだ ともこ
市田 知子

明治大学農学部准教授

こんどう かずゆき
近藤 和行

読売新聞東京本社編集委員

たかはし つよし
高橋 強

石川県立大学生物資源環境学部教授

たまおき ひとみ
玉沖 仁美

農村振興コンサルタント((株)春夏秋冬代表取締役)

はやし よしつく
林 宜嗣

関西学院大学経済学部教授

ふじやま こう
藤山 浩

島根県中山間地域研究センター研究企画監

むらた やすお
村田 泰夫

ジャーナリスト(元朝日新聞編集委員)

もりとも ゆういち
守友 裕一

宇都宮大学農学部教授

やまもと ゆいこ
山本 唯子

消費科学連合会企画委員

特別委員

専門委員

中山間地域等総合対策検討会設置要領との対照表

(下線の部分は対照部分)

(中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会)	(中山間地域等総合対策検討会)
<p style="text-align: center;"><u>中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会設置要領</u></p> <p>1 目的 <u>中山間地域等における農業生産条件の不利を補正する目的で平成12年度から実施している中山間地域等への直接支払いについては、平成22年度から第3期対策が講じられているところであるが、今後とも広く国民一般の理解を求めていくことが必要であり、中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第8に基づく中立的な第三者機関として「中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会」を設置し、交付金の交付状況の点検、事業効果の評価等について意見の聴取等を行うものとする。</u></p> <p>2 会議の招集 <u>会議は、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が招集する。</u></p> <p>3 構成員 (1) 構成員は、別紙のとおりとする。 (2) 委員のほか、必要に応じて特別委員及び専門委員を置くことができるものとし、委員、特別委員及び専門委員の任期は平成27年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。また、再任は妨げない。 (3) <u>委員長は、構成員のうち委員(特別委員及び専門委員を除く。)の互選により選任する。</u> (4) <u>委員長は、必要に応じ委員長代理を指名することができる。</u> (5) <u>委員(特別委員及び専門委員を含む。)の代理出席は、原則として認めな</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>中山間地域等総合対策検討会設置要領</u></p> <p>1 目的 <u>平成17年に策定された食料・農業・農村基本計画の中で、中山間地域等の振興については、他地域に比べ過疎化・高齢化の進行が著しいことを踏まえ、農業その他の産業の振興による就業機会の増大、多面的機能の確保や定住の促進を図るための施策を総合的かつ計画的に講じることとされたところである。</u> <u>このような中で、平成12年度から実施している中山間地域等への直接支払いについては、平成17年度から第2期対策が講じられているところであるが、今後とも広く国民一般の理解を求めていくことが必要であり、引き続き中立的な第三者機関において、実行状況の点検、事業効果の評価等を行うものとする。</u> <u>また、中山間地域等の振興を総合的・計画的に図る観点から中山間地域等総合振興対策を実施することとしており、中立的な第三者機関において、国が策定する中山間地域等総合振興方針や対策の評価等についての意見の聴取等を行うものとする。</u> <u>このため、上記対策に係る検討を行う中立的な第三者機関として「中山間地域等総合対策検討会」を設置し、実行状況の点検、事業効果の評価等について意見の聴取等を行うものとする。</u></p> <p>2 会議の招集 <u>会議は、農林水産省農村振興局長が招集する。</u></p> <p>3 構成員 (1) 構成員は、別紙のとおりとする。 (2) 委員のほか、必要に応じて特別委員及び専門委員を置くことができるものとし、委員、特別委員及び専門委員の任期は平成22年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。また、再任は妨げない。 (3) <u>座長は、構成員のうち委員(特別委員及び専門委員を除く。)の互選により選任する。</u> (4) <u>座長は、必要に応じ座長代理を指名することができる。</u> (5) <u>委員(特別委員及び専門委員を含む。)の代理出席は、原則として認めな</u></p>

い。ただし、農村振興局長の了解を得た場合は、この限りでない。

4 意見の開陳

- (1) 特別委員は、農村振興局長又は委員長の求めに応じて会議に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。
- (2) 専門委員は、農村振興局長又は委員長の求めに応じて会議に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。
- (3) 農村振興局長又は委員長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

5 議事

- (1) 委員会においては、次に掲げる事項を検討することとする。
 - 中山間地域等直接支払制度に係る交付金の交付状況の点検及び事業効果の評価
 - 中山間地域等直接支払制度に係る都道府県の特認基準の調整等
 - その他中山間地域振興において技術的に検討すべき事項

- (2) 議事は、出席委員（特別委員及び専門委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 公開

- (1) 委員会は公開とする。ただし、委員会の運営に著しい支障があると認められる場合には、委員会に諮って、非公開とすることができる。
- (2) 議事概要等は原則として公開するものとする。

7 庶務

会議に係る庶務は、農村振興局農村政策部中山間地域振興課において処理する。

附 則

この要領は、平成27年3月31日限りその効力を失う。

い。ただし、農村振興局長の了解を得た場合にはこの限りでない。

4 意見の開陳

- (1) 特別委員は、農林水産省農村振興局長又は座長の求めに応じて会議に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。
- (2) 専門委員は、農林水産省農村振興局長又は座長の求めに応じて会議に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。
- (3) 農村振興局長又は座長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

5 議事

- (1) 検討会においては、次に掲げる事項を検討することとする。
 - 中山間地域等直接支払制度に係る事項
 - ア 実行状況の点検及び事業効果の評価
 - イ 都道府県の特認基準の調整等
 - 中山間地域等総合振興対策に係る事項
 - ア 国が策定する中山間地域等総合振興方針等に関する意見聴取
 - イ 対策の評価等

- (2) 議事は、出席委員（特別委員及び専門委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

6 公開

- (1) 検討会は公開とする。ただし、検討会の運営に著しい支障があると認められる場合には、検討会に諮って、非公開とすることができる。
- (2) 議事概要等は原則として公開するものとする。

7 庶務

会議に係る庶務は、農村振興局農村政策部中山間地域振興課において処理する。

附 則

この要領は、平成22年3月31日限りその効力を失う。

(別紙)

中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会委員名簿
(五十音順、敬称略)

委員

あさの こうた 浅野 耕太	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
いちだ ともこ 市田 知子	明治大学農学部准教授
こんどう かずゆき 近藤 和行	読売新聞東京本社編集委員
たかはし つよし 高橋 強	石川県立大学生物資源環境学部教授
たまおき ひとみ 玉沖 仁美	農村振興コンサルタント((株)春夏秋冬代表取締役)
はやし よしつぐ 林 宜嗣	関西学院大学経済学部教授
ふじやま こう 藤山 浩	島根県中山間地域研究センター研究企画監
むらた やすお 村田 泰夫	ジャーナリスト(元朝日新聞編集委員)
もりとも ゆういち 守友 裕一	宇都宮大学農学部教授
やまもと ゆいこ 山本 唯子	消費科学連合会企画委員

特別委員

専門委員

(別紙)

中山間地域等総合対策検討会委員名簿
(五十音順、敬称略)

委員

あさの こうた 浅野 耕太	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
いちだ ともこ 市田 知子	明治大学農学部准教授
おだぎり とくみ 小田切 徳美	明治大学農学部教授
こんどう かずゆき 近藤 和行	読売新聞東京本社編集委員
さとう ようへい 佐藤 洋平	独立行政法人農業環境技術研究所理事長
たまおき ひとみ 玉沖 仁美	(株)リルトじゃらんリサーチ-研究員
ないとう ひでよ 内藤 英代	消費科学連合会企画委員
はやし よしつぐ 林 宜嗣	関西学院大学経済学部教授
むらた やすお 村田 泰夫	ジャーナリスト(元朝日新聞編集委員)
もりとも ゆういち 守友 裕一	宇都宮大学農学部教授

特別委員

専門委員